

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月29日

【発行者名】 SBI Bond・インベストメント・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀井 正孝

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 佐藤 肇

【電話番号】 03-6229-0147

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券に係るファンドの  
名称】 SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド  
(愛称: ベタイン)

【届出の対象とした募集内国投資  
信託受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

本日付で半期報告書を提出したことに伴い、平成28年5月20日付をもって提出した有価証券届出書(平成28年10月31日付および平成28年12月22日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。)の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

**【訂正箇所および訂正事項】**

下線部 \_\_\_\_\_ が訂正箇所です。

原届出書の下記事項については、それぞれ下記の内容に原届出書を訂正・更新します。

**第一部【証券情報】****(3)【発行(売出)価額の総額】**

<訂正前>

\_\_\_\_\_  
当初申込期間：1,000億円上限

\_\_\_\_\_  
継続申込期間：5,000億円上限

<訂正後>

5,000億円上限

**(4)【発行(売出)価格】**

<訂正前>

\_\_\_\_\_  
当初申込期間：1口当たり1円

\_\_\_\_\_  
継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額

(略)

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

(略)

**(7)【申込期間】**

<訂正前>

\_\_\_\_\_  
当初申込期間：平成28年6月7日(火曜日)より平成28年6月29日(水曜日)まで

\_\_\_\_\_  
継続申込期間：平成28年6月30日(木曜日)より平成29年9月29日(金曜日)まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成28年6月30日(木曜日)より平成29年9月29日(金曜日)まで

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**(9)【払込期日】**

<訂正前>

\_\_\_\_\_  
当初申込期間

\_\_\_\_\_  
当初申込期間にかかる取得申込金額の総額は、信託設定日(平成28年6月30日)に、販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンドにかかる口座に払い込まれます。

\_\_\_\_\_  
継続申込期間

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

<訂正後>

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払い込まれます。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (2)【ファンドの沿革】

&lt;訂正前&gt;

平成28年6月30日 信託契約締結・当ファンドの設定・運用開始(予定)

&lt;訂正後&gt;

平成28年6月30日 信託契約締結・当ファンドの設定・運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

(略)

委託会社の概況(平成28年4月末日現在)

(略)

## ( ) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
(略)			
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Central, Hong Kong	600株	10.00%

&lt;訂正後&gt;

(略)

委託会社の概況(平成29年1月末日現在)

(略)

## ( ) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
(略)			
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	600株	10.00%

## 2【投資方針】

## (2)【投資対象】

&lt;参考情報&gt;

投資対象ファンドの概要

&lt;訂正前&gt;

(略)

「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」

運用の基本方針	
投資方針	主として、「住信短期金融資産マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」

運用の基本方針	
投資方針	主として、「住信短期金融資産マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債および短期金融商品を含みます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。

(略)

### 3【投資リスク】

以下の内容に更新します。

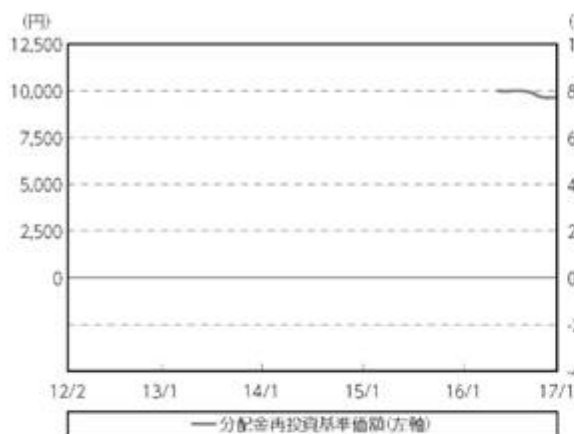
&lt;更新後&gt;

(略)

&lt;参考情報&gt;

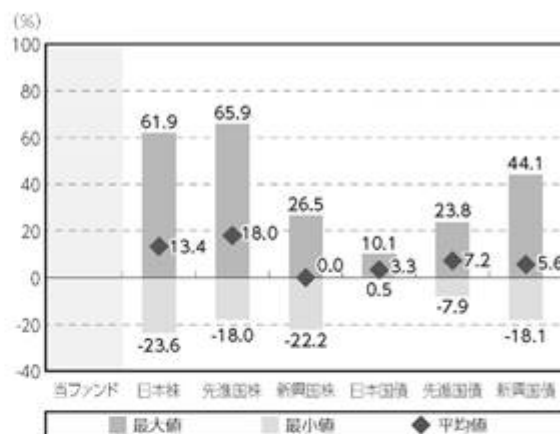
## 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

(2012年2月～2017年1月)



## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年2月～2017年1月)



※上記の分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。また、本ファンドは設定から1年経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドについては設定日以降のデータが5年に満たないため2016年6月30日から2017年1月31日のデータを基に算出しております。

### 《代表的な資産クラスの指数》

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)  
 新興国株……S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)  
 日本国債……シティ日本国債インデックス  
 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国債……シティ新興国市場国債(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

### 《著作権等について》

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)は、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P先進国総合指数の出典はブルームバーグです。

S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)は、S&P新興国総合指数(配当込み、USドルベース)を円換算したものです。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P新興国総合指数の出典はブルームバーグです。

シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、および、シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)は、Citigroup Index LLC(以下CitiIndex)により開発、算出および公表されている債券インデックスです。CitiIndexまたはその関連会社は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、CitiIndexは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はCitiIndexに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成28年4月末現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となる場合があります。

個人の受益者に対する課税

(略)

口．解約金及び償還金に対する課税

(略)

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

<訂正後>

収益分配時・換金(解約)・償還時に受益者が負担する税金は平成29年1月末現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

(略)

□. 解約金及び償還金に対する課税

(略)

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(略)

## 5【運用状況】

以下の内容に更新します。

<更新後>

## (1)【投資状況】

(平成29年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	8,766,930,615	97.19
	小計	8,766,930,615	97.19
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	253,174,958	2.81
合計（純資産総額）		9,020,105,573	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年1月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	ピムコ・ ジャパン クレジット・ ファンド (適格機関 投資家専用)	9,064,141,991	0.9996	9,061,060,182	0.9671	8,765,931,719	97.18
日本	投資信託 受益証券	FOFs用 短期金融資産 ファンド (適格機関 投資家専用)	1,003,311	0.9967	1,000,000	0.9956	998,896	0.01

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 種類別投資比率

(平成29年1月31日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	97.19
合計	97.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成29年1月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。



年 月 日	純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成28年 6月末日	10,921,597,812	-	1.0000	-
7月末日	10,469,931,102	-	0.9972	-
8月末日	11,689,476,530	-	1.0016	-
9月末日	11,418,612,648	-	0.9993	-
10月末日	10,868,065,185	-	0.9922	-
11月末日	9,696,744,431	-	0.9694	-
12月末日	9,289,258,297	-	0.9625	-
平成29年 1月末日	9,020,105,573	-	0.9660	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 【分配の推移】

該当事項はありません。

#### 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1計算期間(中間期)	平成28年6月30日～平成28年12月29日	3.82

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末の基準価額10,000円として計算しております。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済み数量(口)
第1計算期間(中間期)	平成28年 6月30日～ 平成28年12月29日	14,031,249,018	4,377,139,397	9,654,109,621

(注) 本邦外における販売、解約の実績はありません。第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含みます。

#### (参考情報)

## 基準価額・純資産の推移

(設定日(2016年6月30日)~2017年1月31日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

基準価額(1万口当たり)	9,660円
純資産総額	90.20億円

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

当ファンドは、2017年6月29日に第1期決算のため、該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

### 《組入資産の状況》

組入資産	組入比率
ピムコ・ジャパクレジット・ファンド(適格機関投資家専用)	97.2%
FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)	0.0%
現金等	2.8%
合計	100.0%

※組入比率は当ファンドの純資産に対する比率です。

※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### 《投資対象ファンドにおける組入上位10銘柄》ピムコ・ジャパクレジット・ファンド(適格機関投資家専用)

銘柄名	債券種別	クーポン	償還日	通貨	格付	保有比率
1 中日本高速道路	政府関係機関債	2.293%	2021/04/23	USD	A+	7.7%
2 三井住友銀行	劣後債	4.850%	2022/03/01	USD	AA-	6.1%
3 トヨタ モーター クレジット	シニア社債	2.800%	2022/07/13	USD	AA+	5.0%
4 MCファイナンスオーストラリア(三菱商事グループ)	シニア社債	4.250%	2021/12/01	AUD	AA-	4.9%
5 NTTファイナンス	シニア社債	1.900%	2021/07/21	USD	AAA	4.2%
6 第一生命保険	劣後債	4.000%	2026/07/24	USD	A+	4.0%
7 日本生命保険	劣後債	5.100%	2024/10/16	USD	AA	3.8%
8 みずほフィナンシャルグループ	シニア社債	2.632%	2021/04/12	USD	AA-	3.7%
9 第一生命保険	劣後債	4.000%	2026/07/24	USD	A+	3.5%
10 三菱UFJフィナンシャルグループ	シニア社債	2.950%	2021/03/01	USD	AA-	3.4%

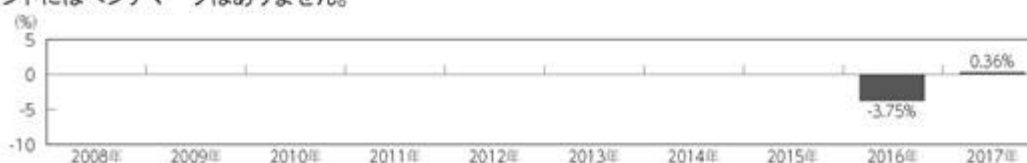
※格付はS&P、ムーディーズ、フィッチ、格付け投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の高いもの(母体企業の発行格付けを含む)を使用しています。

※繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、基準日以降最初の繰上償還予定日を表示しています。

※国債、スワップ、先物、CDS取引等を除いた日系企業社債の組入上位銘柄を記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の収益率です。

※2016年は設定日2016年6月30日(10,000円)から12月末まで、2017年は1月末までの収益率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (3) お申込価額

##### <訂正前>

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

##### <訂正後>

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

##### <訂正前>

本ファンドの信託期間は信託契約締結日から、平成38年6月29日までとします。

ただし、信託期間の延長が有利と認めたときは信託期間を延長することがあります。一方、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

##### <訂正後>

当ファンドの信託期間は信託契約締結日から、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

### 第3【ファンドの経理状況】

以下の内容に更新します。

<更新後>

1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成28年6月30日から平成28年12月29日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

中間財務諸表

#### 【SBI - PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド】

##### (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (平成28年12月29日現在)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
金銭信託	842,535
コール・ローン	449,000,000
投資信託受益証券	8,923,522,044
流動資産合計	9,373,364,579
<b>資産合計</b>	
9,373,364,579	
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払解約金	72,072,419
未払受託者報酬	1,431,129
未払委託者報酬	11,448,962
未払利息	1,131
その他未払費用	2,730,802
流動負債合計	87,684,443
<b>負債合計</b>	
87,684,443	
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	9,654,109,621
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	368,429,485
元本等合計	9,285,680,136
<b>純資産合計</b>	
9,285,680,136	
<b>負債純資産合計</b>	
9,373,364,579	

##### (2)【中間損益及び剰余金計算書】

第1期中間計算期間  
自 平成28年6月30日  
至 平成28年12月29日

営業収益	
受取利息	11
有価証券売買等損益	377,477,956
営業収益合計	377,477,945
営業費用	
支払利息	249,153
受託者報酬	1,431,129
委託者報酬	11,448,962
その他費用	2,730,802
営業費用合計	15,860,046
営業利益又は営業損失（ ）	393,337,991
経常利益又は経常損失（ ）	393,337,991
中間純利益又は中間純損失（ ）	393,337,991
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	31,397,076
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,129,119
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,129,119
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,617,689
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,617,689
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	368,429,485

### （3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、中間計算期間末日の前営業日の基準価額で評価 しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第1期中間計算期間 平成28年12月29日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	9,654,109,621口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	368,429,485円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9618円 (9,618円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第1期中間計算期間 平成28年12月29日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 本書における開示対象ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

項 目	第1期中間計算期間 (平成28年12月29日現在)
期首元本額	10,921,603,075円
期中追加設定元本額	3,109,645,943円
期中一部解約元本額	4,377,139,397円

## 2. 有価証券関係

第1期中間計算期間(平成28年12月29日現在)

該当事項はありません。

## 3. デリバティブ取引関係

第1期中間計算期間(平成28年12月29日現在)

本ファンドはデリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

	平成29年1月31日現在
資産総額	9,106,096,545円
負債総額	85,990,972円
純資産総額( - )	9,020,105,573円
発行済口数	9,337,861,877口
1口当たり純資産額( / )	0.9660円
(1万口当たり純資産額)	(9,660円)

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

<訂正前>

資本金の額(平成28年4月末日現在)

(略)

<訂正後>

資本金の額(平成29年1月末日現在)

(略)

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

平成28年4月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)はありませ  
ん。

<訂正後>

(略)

平成29年1月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通り  
です。

(平成29年1月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	5	32,940
単位型株式投資信託	7	9,860



### 3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新します。

<更新後>

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成27年12月7日 至平成28年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、当事業年度に係る中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

#### （1）【貸借対照表】

平成28年3月31日現在

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	277,607	未払金	4,601
未収入金	5,714	未払法人税等	190
繰延税金資産	35	未払費用	359
流動資産計	283,357	預り源泉税	281
固定資産		流動負債計	5,433
有形固定資産		固定負債	
建物	845	繰延税金負債	150
有形固定資産計	845	資産除去債務	596
投資その他の資産		固定負債計	746
差入保証金	4,322	負債合計	6,180
投資その他の資産計	4,322	（純資産の部）	
固定資産計	5,168	株主資本	
		資本金	150,000
		資本剰余金	150,000
		資本準備金	150,000
		利益剰余金	17,653
		その他利益剰余金	17,653
		繰越利益剰余金	17,653
		純資産合計	282,346
資産合計	288,526	負債及び純資産合計	288,526

#### （2）【損益計算書】

自平成27年12月7日 至平成28年3月31日

科 目	金 額	
一般管理費		
役員報酬	2,000	
従業員給与	8,108	
法定福利費	689	
福利厚生費	181	
確定拠出年金費用	134	
派遣社員費	256	
募集費	5,650	
業務委託費	1,612	
賃借料	646	
修繕維持費	202	
減価償却費	23	
租税公課	1,495	
什器備品費	1,068	
支払報酬	142	
資産除去債務利息費用	1	
諸経費	158	
一般管理費計		22,370
営業損失		22,370
営業外収益		
受取利息	5	
営業外収益計		5
営業外費用		
雑損失	814	
営業外費用計		814
経常損失		23,180
税引前当期純損失		23,180
法人税、住民税及び事業税	5,641	
法人税等調整額	114	
法人税等合計		5,526
当期純損失		17,653

## （３）【株主資本等変動計算書】

自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日

（単位：千円）

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 本 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
会社成立日残高	150,000	150,000	150,000	-	-	300,000	300,000
当期変動額							
当期純損失				17,653	17,653	17,653	17,653
当期変動額	-	-	-	17,653	17,653	17,653	17,653
当期末残高	150,000	150,000	150,000	17,653	17,653	282,346	282,346

## [重要な会計方針]

## 1．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

## 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

SBIホールディングス株式会社を親会社として連結納税制度を適用しております。

### [注記事項]

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成28年3月31日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	23千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日）

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	6,000株			6,000株

### 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収入金は、親会社に対するものであり、連結納税制度に関連して計上される短期の債権であることから、リスクは僅少であります。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	277,607	277,607	
(2) 未収入金	5,714	5,714	
(3) 差入保証金	4,322	4,210	112
資産計	287,645	287,532	112
(1) 未払金	4,601	4,601	
負債計	4,601	4,601	

## (注1) 金融商品の時価の算定方法並に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金、(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 差入保証金

差入保証金の時価は返還時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な標標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（自平成27年12月7日至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金及び預金	277,607	
(2) 未収入金	5,714	
(3) 差入保証金		4,322
合計	283,321	4,322

## (退職給付関係)

当事業年度（自平成27年12月7日至平成28年3月31日）

## 1. 採用している退職給付金制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

## 2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度（自平成27年12月7日至平成28年3月31日）134千円であります。

## (税効果会計関係)

当事業年度 平成28年3月31日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

繰越欠損金	1,381千円
その他	265千円
繰延税金資産小計	1,647千円
評価性引当額	1,583千円
繰延税金資産合計	63千円
繰延税金負債	
建物	178千円
繰延税金負債小計	178千円
繰延税金資産(負債)の純額	114千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.603%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度 平成28年3月31日現在	
会社成立日残高	
有形固定資産の取得に伴う増加額	595千円
時の経過による調整額	1千円
期末残高	596千円

## (セグメント情報)

当事業年度（自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

当事業年度(自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバル アセットマネ ジメント株式 会社	東京都港区	100	資産運用 サービス事 業の統括・ 運営	(被所有) 直接 100.00%	株式の引受	設立出資	300,000		

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
----	----------------	-----	-----------------------	---------------	-------------------------------	-----------	-----------	------------------	----	------------------

親会社の親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接100.00%	役員の兼務従業員の出向元	連結法人税個別帰属額の受払		未収入金	5,714
							保証金の差入	4,322	差入保証金	4,322

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## (イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟会社	SBIアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業		人件費等の立替	人件費等の立替	12,851	未払金	2,701

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

## (1株当たり情報)

	当事業年度 自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日
1株当たり純資産額	47,057円68銭
1株当たり当期純損失	2,942円31銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 自 平成27年12月7日 至 平成28年3月31日
当期純損失(千円)	17,653
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る当期純損失(千円)	17,653
期中平均株式数(株)	6,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末  
平成28年9月30日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金・預金	224,219	未払金	18,605
前払費用	399	未払手数料	3,265
未収委託者報酬	24,067	その他未払金	15,340
未収運用受託報酬	13,277	未払法人税等	567
未収消費税等	1,218	未払費用	21,215
立替金	1,379	預り金	597
		流動負債計	40,985
流動資産計	264,561	固定負債	
固定資産		繰延税金負債	447
有形固定資産		資産除去債務	1,478
建物	4,585	固定負債計	1,925
有形固定資産計	4,585	負債合計	42,910
無形固定資産		(純資産の部)	
ソフトウェア	4,303	株主資本	
商標権	305	資本金	150,000
無形固定資産計	4,609	資本剰余金	150,000
投資その他の資産		資本準備金	150,000
長期差入保証金	9,976	利益剰余金	59,178
投資その他の資産計	9,976	その他利益剰余金	59,178
固定資産計	19,171	繰越利益剰余金	59,178
資産合計	283,732	純資産合計	240,821
		負債・純資産合計	283,732

## (2) 中間損益計算書

当中間会計期間  
自平成28年4月1日至平成28年9月30日

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	
委託者報酬	22,284
運用受託報酬	12,293
営業収益計	34,578
営業費用	
支払手数料	3,023
広告宣伝費	1,666
委託調査費	19,620
協会費	6,585
委託計算費	5,317
営業費用計	36,213
一般管理費	

給料	21,766	
役員報酬	12,000	
給与・手当	9,676	
賞与	90	
法定福利費	2,152	
福利厚生費	309	
退職給付費用	652	
派遣社員費	1,322	
募集費	600	
業務委託費	3,116	
不動産賃借料	2,363	
修繕維持費	690	
固定資産減価償却費	1,369	
租税公課	847	
什器備品費	328	
支払報酬	2,848	
資産除去債務利息費用	0	
諸経費	1,799	
一般管理費計		39,167
営業損失		40,802
営業外収益		
受取利息	2	
営業外収益計		2
経常損失		40,800
特別損失		
固定資産除却損	246	
特別損失合計		246
税引前中間純損失		41,046
法人税、住民税及び事業税		145
法人税等調整額		332
中間純損失		41,524

## 中間株主資本等変動計算書

## 当中間会計期間

自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日

(単位：千円)

	株 主 資 本						純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 本 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	17,653	17,653	282,346	282,346
当中間期変動額							
中間純損失				41,524	41,524	41,524	41,524
当中間期変動額合計	-	-	-	41,524	41,524	41,524	41,524
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000	59,178	59,178	240,821	240,821

## [重要な会計方針]

## 1. 固定資産の減価償却の方法

## 有形固定資産

定額法によっております。(ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。)

なお、耐用年数は以下のとおりであります。



建物 10～18年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

## 2. 引当金の計上

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当中間会計期間末における貸倒引当金の計上はございません。

## 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未収消費税等として表示しております。

連結納税制度の適用

SBIホールディングス株式会社を親会社として連結納税制度を適用しておりましたが、平成28年4月7日に連結完全支配関係がなくなり、制度の適用外となりました。

### [会計方針の変更]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額は軽微であります。

### [追加情報]

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

### [注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成28年9月30日現在)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	37千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1 減価償却費実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	51千円
無形固定資産	317千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	6,000株			6,000株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	224,219	224,219	
(2) 未収委託者報酬	24,067	24,067	
(3) 未収運用受託報酬	13,277	13,277	
資産計	261,563	261,563	
(1) 未払手数料	3,265	3,265	
(2) その他未払金	15,340	15,340	
(3) 未払費用	21,215	21,215	
負債計	39,820	39,820	

## (注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
SBI生命保険株式会社	10,994千円	投資運用業

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日
1株当たり純資産額	40,136円93銭
1株当たり中間純損失金額	6,920円75銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日
中間純損失金額(千円)	41,524
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額(千円)	41,524
期中平均株式数(株)	6,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

	名 称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	

&lt;訂正後&gt;

	名 称	資本金の額 (平成28年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託 受託会社	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	楽天証券株式会社	7,495百万円	

# 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 國本望

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 淡島國和

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年12月7日から平成28年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月16日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松

崎

雅

則

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

山

崎

健

介

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、

当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成29年2月28日

SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

松

崎

雅

則

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI-PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンドの平成28年6月30日から平成28年12月29日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI-PIMCOジャパン・ベターインカム・ファンドの平成28年12月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(平成28年6月30日から平成28年12月29日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)